



2026 年 10 月 15 日

各 位

会 社 名 インフォメティス株式会社
代表者名 代表取締役社長 只野 太郎
(コード番号：281A 東証グロース市場)
問 合 せ 先 取締役 CFO 兼 COO 横溝 大介
050-8882-9931 (IR 問い合わせ先番号)

第 10 回新株予約権（行使価額修正条項付）の下限行使価額の修正に関するお知らせ

当社は、2026 年 10 月 15 日開催の取締役会において、2026 年 7 月 23 日に発行いたしましたインフォメティス株式会社第 10 回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」といいます。）について、発行要項に定められた手続に従い、下限行使価額を現行の 437 円から 313 円に修正することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします（以下、かかる下限行使価額の修正を「本修正」といいます。）。

本新株予約権の発行要項の詳細につきましては、2026 年 7 月 7 日付当社開示資料「第三者割当による第 10 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 本新株予約権の概要

(1) 名称	インフォメティス株式会社第 10 回新株予約権（行使価額修正条項付）
(2) 発行総数	14,000 個（本新株予約権 1 個当たりの目的株式数：100 株）
(3) 払込金額	本新株予約権 1 個につき金 565 円
(4) 当初行使価額	625 円
(5) 下限行使価額（修正前）	437 円
(6) 行使期間	割当日の翌銀行営業日から 2029 年 7 月 23 日まで
(7) 行使価額修正条項の要旨	各行使請求の効力発生日の直前取引日の終値の 93%相当額（下限行使価額を下限とする）に修正

2. 修正の内容

(1) 修正前の下限行使価額	437 円
(2) 修正後の下限行使価額	313 円
(3) 下限行使価額修正決議日	2026 年 10 月 15 日
(4) 下限行使価額の修正適用日	2026 年 10 月 16 日（上記決議日の翌取引日）
(5) 修正事由	本新株予約権の発行要項第 10 項第(2)号に規定された下限行使価額修正条項の適用によるもの

なお、本修正は、本新株予約権の発行要項において当初より定められていた下限行使価額修正条項に基づくものであり、本新株予約権の割当先、目的である株式数、潜在株式数、資金使途その他の主要な発行条件を変更するものではありません。また、本修正後の下限行使価額は、発行要項第 11 項の規定を準用して調整される場合があります。

3. 修正の理由

当社は、2026 年 7 月 23 日に本新株予約権を発行し、その行使により調達する資金を、当社グループの事業成長に向けた投資等に充当することを予定しております。

本新株予約権の行使価額は、各行使請求の効力発生日の直前取引日における当社普通株式の終値の 93%に相当する金額に修正されますが、当該金額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額が適用されます。

当社普通株式の株価は、2026 年 9 月 2 日以降、現行の下限行使価額である 437 円を下回る水準で推移しております。このため、本新株予約権の行使価額には下限行使価額である 437 円が適用される一方、市場株価はこ

れを下回っていることから、本新株予約権の行使による資金調達が進みにくい状況となっております。実際に、2026年9月中の本新株予約権の行使実績はなく、2026年9月30日現在の未行使残高は12,370個（発行総数14,000個のうち行使済みは1,630個、行使済み株式数163,000株）となっております。

一方、原油・LNG 価格の動向や卸電力市場価格の変動等を背景として、小売電気事業者においては、電力調達コスト及び需要変動に伴う収支変動リスクへの対応、容量拋出金への対応及び需給調整力の確保の重要性が高まっております。また、今後は AI・データセンターの普及による電力需要の高まりも見込まれております。

当社グループは、デマンドレスポンス（DR）支援サービス「BridgeLAB DR」及びこれに付随・派生する DR 関連サービスの高度化を皮切りとした、DER（分散型エネルギーリソース）活用型エネルギー・マネジメント事業の拡大を進めております。本日、2026年10月15日に公表いたしました通り、「BridgeLAB DR」は累計の申込社数が30社を超えました。当社は、小売電気事業者の収益安定化及び需要家の電気料金負担抑制に資するこれらのサービスの展開を加速し、事業機会を適時に取り込むため、必要な事業投資を早期に実行する必要があると判断しております。

このような状況を踏まえ、本新株予約権による資金調達手段としての有効性及び機動性を確保し、必要な事業投資に係る資金の調達を進めやすくすることを目的として、発行要項に定められた手続に従い、下限行使価額を437円から313円に修正することを決議いたしました。修正後の下限行使価額313円は、本新株予約権の発行要項に定める修正可能な下限であり、発行決議日の直前取引日の当社普通株式の終値625円の50%に相当する金額です。

なお、本修正は、本新株予約権の目的である株式数及び潜在株式数を増加させるものではなく、本新株予約権の行使又は調達額を保証するものでもありません。実際の行使状況及び調達額は、今後の株価水準その他の要因により変動する可能性があります。

また、本修正は下限行使価額を修正するものであり、適用日に行使価額自体が313円に修正されるものではありません。行使価額は、発行要項第10項第(1)号に従い各行使請求の効力発生日ごとに修正され、修正後の下限行使価額はその下限として機能します。

4. 今後の見通し

本修正は、発行要項に定められた手続に従い本新株予約権の下限行使価額を修正するものであり、現時点において、2026年12月期の連結業績予想を修正するものではありません。

なお、本新株予約権の行使状況及びこれによる資金調達額は、今後の株価水準その他の要因により変動する可能性があります。今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上